

令和5年度 社会福祉法人あんさんぶる事業計画書

居宅サービスセンターあんさんぶる

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援】

- 1 所在地 伊丹市荒牧南2丁目22番30号
- 2 職員定数 管理者1名 サービス提供責任者2名 訪問介護員3名
- 3 事業開始年月日 令和5年4月1日

4 事業運営基本計画

(1) 社会福祉法人あんさんぶるが設置する居宅サービスセンターあんさんぶる（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下「居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

(2) 事業所が行う、移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とします。

5 運営方針

(1) 法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、事業所は、利用者が住み慣れた地域の中で社会の一員として自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効率的に行います。

居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し利用者の所在する市町村他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害支援施設その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

(2) 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の

介護を適切かつ効率的に行います。

6 安全衛生

事故報告書等を用いて事故検討委員会を開催し、事故減少に向けた取り組みを行う。感染対策委員と連携し、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底し啓発活動に努める。又、職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

7 研修計画

別表 1

8 職員名簿

別紙 1

9 資金計画

別紙 2

令和5年度 社会福祉法人あんさんぶる事業計画書

【共同生活援助（しゃるーる）】

- 1 所在地 伊丹市荒牧4丁目6-9
- 2 利用定員 男性6名
- 3 職員定数 管理者1名 サービス管理責任者1名 生活支援員2名 世話人2名
- 4 開始年月日 令和5年4月1日
- 5 事業運営基本計画

法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、共同生活援助（しゃるーる）は、利用者が住み慣れた地域の中で社会の一員として日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の提供その他の日常生活上の援助を行う。

6 利用者の処遇

(1) 心身の状況等の把握、健康管理

利用者の心身状況、環境、他の保険医療・福祉サービスの、利用状況の把握に努め必要に応じた情報の提供、連携に努める。それに伴い、毎日の体調管理を行い体調不良時等の際には、情報共有ツール（ラインワークス）での連絡共有を行い速やかな対応をする。

(2) 相談及び援助

利用者及び家族等が希望する生活や利用者の心身状況等を把握し、利用者や家族等の相談に応じるとともに適切な助言、援助等を行う。

(3) 家族・日中活動施設等との調整

家族（又はそれに代わる支援者）及び、日中活動支援等と連絡を密に取り合い利用者の状況を把握し、円滑で安定した生活が送れるよう支援をする。

(4) 環境の整備

事業所を安心かつ安全に利用できるよう定期的な点検および都度の修繕・整備を行います。

(5) 安全衛生

事故報告書等を用いて事故検討委員会を開催し、事故減少に向けた取り組みを行う。感染対策委員と連携し、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底し啓発活動につとめる。又、職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

(6) 研修計画

別表 1

7 防災計画

防災計画を作成し、諸機関と連携しつつ年 2 回の避難訓練を行う。
自動火災報知機を設置及び点検 (2/年)。

防火管理者 総指揮

管理者 実務

生活支援員 救助担当

8 職員名簿

別紙 1

9 資金計画

別紙 2

令和5年度 社会福祉法人あんさんぶる事業計画書

【 生活介護 あんさんぶる 】

- 1 所在地 伊丹市荒牧南2丁目22番30号
- 2 利用定員 生活介護20名
- 3 職員定数 管理者1名 サービス管理責任者1名 生活支援員6名 看護師1名
- 4 事業開始年月日 令和5年4月1日
- 5 事業運営基本計画

法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、生活介護 あんさんぶるは、利用者が住み慣れた地域の中で社会の一員として日常生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会とレクリエーション活動などの場を提供していきます。利用定員については、身体を中心に医療ケアの必要な方についても利用に繋げていきたい。

6 利用者の処遇

(1) 生活介護

常時介助を要する利用者に対して入浴、食事又は排泄等の身体のケアに努め理学療法士と連携をとり生活リハビリを行なうことで残存機能の維持向上を図る。食事については買い物により自分で選ぶ・考える・社会との繋がりや楽しみを持ち、栄養の偏りがなく、個人に合わせた食事形態（ミキサー食等）を提供する。

(2) 日中活動

社会との繋がりや交流を図るべく積極的な課外活動への取り組みを行う。又、利用者の個性と自由な発想に重点を置いた創作活動を行い地域の方に提供することにより更なる創作への喜びに繋げていく活動を行う。

(3) 環境の整備

事業所を安心かつ安全に利用できるよう定期的な点検および都度の修繕・整備を行います。

(4) 安全衛生

事故報告書等を用いて事故検討委員会を開催し、事故減少に向けた取り組みを行う。感染対策委員と連携し、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底し啓発活動につとめる。又、職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

(5) 研修計画

別表 1

7 健康管理

利用者の健康管理については家庭と関係機関と連携をとり業務を遂行する。
定期的な体重測定、健康状態によりバイタルの確認、測定を行う。

8 防災計画

防災計画を作成し、諸機関と連携しつつ年 2 回の避難訓練を行う。
自動火災報知機を設置及び点検 (2/年)。

防火管理者 総指揮
管理者 実務
生活支援員 救助担当

9 日 課

「生活介護 あんさんぶる」

開所日：月曜日～日曜日、年末年始（12月31日～1月3日を除く）

9：30～10：00 送迎
10：00～10：30 朝の会
10：30～11：50 外出レク・買い物（昼食）・生産活動・創作活動・音楽療法
12：00～13：15 昼食
13：30～15：30 入浴・生産活動・創作活動・余暇活動
15：30～16：00 帰宅準備
16：00～ 送迎

10 職員名簿

別紙 1

11 資金計画

別紙 2

令和5年度 社会福祉法人あんさんぶる事業計画書

【生活介護せかんど】

- 1 所在地 伊丹市荒牧南3丁目237番1
- 2 利用定員 生活介護10名
- 3 職員定数 管理者1名 サービス管理責任者1名 看護師1名 生活支援員3名
- 4 事業開始年月日 令和5年4月1日
- 5 事業運営基本計画

法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、多機能型として「生活介護せかんど」は、利用者が住み慣れた地域の中で社会の一員として日常生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会とレクリエーション活動などの場を提供し、その中で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や支援を行う。

6 利用者の処遇

(1) 生活介護

常時介助を要する利用者に対して入浴、食事又は排泄等の身体のケアに努め理学療法士と連携をとり生活リハビリを行なうことで残存機能の維持向上を図る。食事については買い物により自分で選ぶ・考える・社会との繋がりや楽しみをもち栄養の偏りがなく、個人に合わせた食事形態（ミキサー食等）を提供する。

(2) 日中活動

社会との繋がりや交流を図るべく積極的な課外活動への取り組みを行う。
又、利用者の個性と自由な発想に重点を置いた創作活動を行い地域の方に提供することにより更なる創作への喜びに繋げていく活動を行う。

(3) 環境の整備

事業所を安心かつ安全に利用できるよう定期的な点検および都度の修繕・整備を行います。

(4) 安全衛生

事故報告書等を用いて事故検討委員会を開催し、事故減少に向けた取り組みを行なう。感染対策委員と連携し、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を徹底し啓発活動につとめる。又、職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

(5) 研修計画

別表1

7 健康管理

利用者の健康管理については家庭と関係機関と連携をとり業務を遂行する。
定期的な体重測定、健康状態によりバイタルの確認、測定を行う。

8 防災計画

防災計画を作成し、諸機関と連携しつつ年2回の避難訓練をおこなう。
自動火災報知機を設置及び点検(2/年)。

防火管理者	総指揮
管理者	実務
生活支援員	救助担当

9 日 課

「生活介護 せかんど」

開所日：月曜日～日曜日、年末年始（12月31日～1月3日を除く）

9：30～10：00 送迎

10：00～10：30 朝の会

10：30～11：50 外出レク・買い物（昼食）・生産活動・創作活動・音楽療法

12：00～13：15 昼食

13：30～15：30 入浴・生産活動・創作活動・余暇活動

15：30～16：00 帰宅準備

16：00～ 送迎

10 職員名簿

別紙1

11 資金計画

別紙2

令和5年度 社会福祉法人あんさんぶる 事業計画書

相談支援あんさんぶる

【特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援（地域移行・地域定着支援）】（案）

- 1 所在地 伊丹市荒牧南3丁目237番1
- 2 利用契約者見込み 120名（内訳：特定65名・障害児50名・一般相談5名 計120名）
- 3 職員定数

管理者	1名（兼務）
相談支援員	2名（常勤）
- 4 事業開始年月日 令和5年4月1日
- 5 事業運営基本計画

法人の理念でもある「思いや夢にいつまでも寄り添い続けられる法人」を基本方針とし、相談支援事業として、利用する希望者に総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービス計画について検討し作成します。又、地域での相談窓口となるべくサービス計画の相談作成に加え社会資源の活用や情報を共有し、住み慣れた地域での継続した生活を実現していく。

6 業務の内容

（1）特定相談支援・障害児相談

- ① 基本相談支援
- ② 地域の障害福祉サービス事業者及び障害児支援事業者等の情報提供と連携
- ③ 利用計画案の作成
- ④ 訪問・面談によるアセスメント
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ サービスモニタリング
- ⑦ その他諸相談

(2) 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

・地域移行支援

- ① 地域移行支援計画の作成
- ② 入所施設や医療機関への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ③ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- ④ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に関わる支援

・地域定着支援

- ① 地域定着支援台帳利用者に対する支援
- ② 常時の連絡体制
- ③ 緊急時における一時的な滞在等による支援

7 研修計画

別表 1

8 職員名簿

別紙 1

9 資金計画

別紙 2